

**令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
（優良取組事例等の横展開事業）に関する参加表明及び企画提案を求める公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和7年4月15日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

(1) 委託事業名

令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ” 男性育児休業取得等促進事業
（優良取組事例等の横展開事業）

(2) 委託業務内容

令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ” 男性育児休業取得等促進事業
（優良取組事例等の横展開事業）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日

(4) 契約限度額

金3,606,900円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 過去5年度（令和2年度～令和6年度）以内に、男女共同参画関連啓発冊子又は企業事例集等作成業務について、国、県又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (6) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類5 企画・製作（情報通信サービスを除く）」の中の、「小分類7 デザイン企画」に登録した業者であること。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

電 話 086-226-0553

E-mail jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和 7 年 5 月 15 日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/966576.html>

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

①企画提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）

②過去 5 年度以内の男女共同参画関連啓発冊子又は企業事例集等作成業務実績説明書（様式第 2 号）

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記 2 の事項について審査し、

不適合と認められる者に対しては、令和 7 年 5 月 13 日（火）までに「参加資格不適合通知書」（様式第 3 号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 受付方法

「仕様等に関する質問・回答書」（様式第 4 号）を電子メールで上記 3 へ送信すること。送信後は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページで行う。

エ その他

選考に関し、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案事書

仕様書の内容を踏まえ、以下の点について記載すること。

ア 冊子全体のコンセプト

イ 冊子のビジュアルイメージ

ウ 県内企業への取材対応に関する方針・インタビュー項目

エ 業務の実施体制

オ 着手から納品までのスケジュール

カ 事業効果を高めるための工夫

(2) 企画提案書の提出

企画提案参加者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

① 企画提案書の提出について（様式第 5 号）（1 部）

② 企画提案書、その他企画提案内容を説明するために必要な書類（5 部）

- ・様式は任意とし、A 4 判とする。
- ・縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を打つこと。
- ・企業名を表紙のみに明記すること。

③ 経費見積書（製本 1 部、コピー 4 部）

- ・見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。
- ・岡山県知事あてとし、社印及び代表者印を押印すること。

④ 提出者の直前 1 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又はこれらに類する書類（1 部）

⑤ 県税納税証明書（原本 1 部）

岡山県税の滞納がないことの証明。令和 7 年 1 月 1 日以降に取得したもの

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

(3) 企画提案書の審査

岡山県県民生活部内に設置する審査会において、提案書等を別に定める審査基準に基づき書面により審査し、契約の相手方を決定する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

- ・上記 6（2）による書類審査の合計点が最も高かった者を委託事業者に決定し、「審査結果通知書（採用）」（様式第 6 号）により通知する。
- ・その他の者に対しては、「審査結果通知書（不採用）」（様式第 7 号）により結果を通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 契約に関するその他の定め

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記 5 (2) イの期間までに所定の企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記 6 (2) イの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 提案者が、上記 1 (4) の条件を満たさない見積書を提出したとき。
- (5) 提案者が、上記 2 に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について電話または口頭での問合せには応じない。
- (2) 提案者は、提出した提案書類等の追加及び修正を行うことができない。
- (3) 提案者は、1 案のみ提案書を提出することができる。
- (4) 提案者は、提案書の作成に要する全ての費用を負担とする。

- (5) 県は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において提出された書類を複写することがある。
- (6) 提案者に対して提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (7) 提案者が提出した書類は返却しない。
- (8) 審査経過は公表しない。
- (9) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 委託事業者は、契約締結に係る全ての経費を負担とする。
- (12) この事業の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額は、税率 10%で算出するものとする。なお、消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。